

設置する学校に係る部活動の方針

令和元年6月21日

下諏訪町教育委員会

下諏訪町教育委員会は、適正な部活動の運営に向けて、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「国のガイドライン」という。）に則り、長野県教育委員会の「適正な部活動の運営に関する方針（以下「県方針」という。）を踏まえ「設置する学校に係る部活動の方針（以下「町方針」という。）を策定する。

町教育委員会は、「町方針」に基づく適正な部活動の運営を推進するため、中学校が適正な部活動の運営に向けて、「国のガイドライン」に則り、「県方針」や「町方針」を踏まえて、「学校の部活動に係る活動方針（以下「学校方針」という。）」を策定するよう求める。また、中学校において、校長は「町方針」に則り、各部の休養日及び活動時間帯を設定し、周知徹底を図ること、また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正等を行うなど、その運用に取り組むものとする。

1 適正な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定と周知

ア 校長は、町教育委員会の「町方針」に則り、毎年度「学校方針」を策定する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び各種大会等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、活動場所、休養日及び各種大会等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画を保護者等に周知する。

エ 町教育委員会は、上記ア、イに関し、各学校において部活動の方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい任意様式の作成等を認める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、下諏訪町中学校部活動指導員設置要綱（以下「町設置要綱」という。）に規定する外部指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を配置する。

イ 校長は、各学校の生徒や教員の数、適任者の有無や校務分担の実態等を踏まえ、外部指導員等を積極的に任用する。

なお、外部指導員等の活用にあたっては、「町設置要綱」に規定するところであるが、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部活動顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰はいかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し、指導を行う。

- ウ 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 町教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」、「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策（平成26年3月長野県教育委員会）」、「学校における働き方改革のための基本方針（平成29年11月15日長野県教育委員会）」及び「公立小中学校における働き方改革のための共同メッセージ（平成29年11月20日長野県教育委員会・長野県市町村教育委員会連絡協議会・長野県PTA連合会）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問、外部指導員等は、運動部活動の実施にあたっては、「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

このほか、以下を参考に適切な対処を実施していく。

■「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）」

■「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート（長野県教育委員会）」

イ 運動部顧問は、過度の練習によるスポーツ障害・外傷のリスクが無いようにするとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、技能や記録の向上等をそれぞれの目標を達成できるよう指導する。

専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭及び栄養教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化等に親しむ基礎を培うことができるよう生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう指導に

努める。

(2) 部活動用指導手引等の活用

ア 部活動顧問、外部指導員等は、次の指導手引書を活用し、合理的で効率的かつ効果的な指導を行う。

■「運動部活動指導運営実践マニュアル集（長野県中学校体育連盟及び県教育委員会）

■中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）が作成した指導手引書

■長野県教育委員会が推奨する指導手引書

イ 部活動顧問、外部指導員等は、長野県教育委員会が推奨する指導者研修会、講習会等に積極的に参加する。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を参考に各校の部活動の環境に応じて定めるものとする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外の地域活動を含めた多様な活動を行うことができるよう、一定程度の長期休養期間を設けること。

ウ 1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 週末に大会・コンクール等への参加で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。大会等の前の休養日及び活動時間に関しては、方針3(1)ア・ウに規定する限りではない。ただし、過度の負担になるような長時間の活動は行わないものとする。また、超過した日数や時間については、早めに確実に休養を取るよう配慮する。

(2) 校長は、方針1(1)に掲げる「学校方針」の策定にあたっては方針3(1)の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、周知する。また、各部の活動内容を把握し適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底すること。

(3) 町教育委員会は、方針3(2)に関し、適宜、指導・是正を行う。

(4) なお、休養日及び活動時間等の設定については、学校や地域の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間、季節単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考える。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部の活動が女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動が行うことができる運動部を設置するよう努める。

文化部についても、各学校の実態に応じた生徒の多様なニーズを踏まえた部を設置するよう努める。

イ 町教育委員会及び校長は、単一では特定の部を設けることが困難な場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を検討する。

(2) 地域との連携等

ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ及び文化の活動の環境を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については各種保険に加入することや、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ及び文化の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。

ウ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに生徒の健全な成長のための教育や、スポーツ及び文化の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記ア、イの取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

(1) 学校の運動部や文化部の大会・コンクール等の参加については、方針3(1)の基準を踏まえ、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度の負担にならないよう、休養日が適切に取れる範囲とする。

(2) 校長は、上記(1)の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

以上